

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十六号）新旧対照表

改正後

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一・二 省 略

三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権、公共施設等運営権及び樹木採取権を除く。） 別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）

四 省 略

2 鉱業権、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める年数とする。

一～五 省 略

六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の

同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

3 前項第五号及び第六号に定める年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 5 9 省 略

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

改正前

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。）、坑道及び公共施設等運営権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一・二 同 上

三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権及び公共施設等運営権を除く。） 別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）

四 同 上

2 鉱業権、坑道及び公共施設等運営権の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める年数とする。

一～五 同 上

3 前項第五号に定める年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 5 9 同 上